

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	42	府省庁名 <u>国土交通省観光庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物</li>   <li>・ 特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したのに見直す。</li> </ul>	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方税法（昭和25年法律第226号）第388条 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）</span>	
減収 見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価を見直し、実態に即した税負担とすることにより、ホテル・旅館の適正な事業活動を確保し、地域経済への貢献、観光立国の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 ホテル・旅館業は、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があること、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その基準を適正化する必要がある。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>観光立国基本計画（平成24年3月30日閣議決定）において、政府全体で講ずべき施策のひとつとして、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成において、宿泊施設の整備促進をにかけている。</p> <p>また、政策評価体系における位置づけとしては以下のとおり。</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化          施策目標20 観光立国を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>業績指標107 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 2.5泊（平成28年）          業績指標109 国内における観光旅行消費額 30兆円（平成28年）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>業績指標107 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 実績値：2.14泊（平成24年）          業績指標109 国内における観光旅行消費額 実績値：22.4兆円（平成23年）</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>ホテル・旅館全てに適用。          ホテル・旅館の施設数 56,059施設（平成24年3月末現在）</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>典型的な装置産業であるホテル・旅館業においては、固定資産税に係る負担が大きく、実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは、ホテル・旅館の適正な事業活動の確保といった観点から有効性を有する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>施設・設備の実態との乖離から生じている固定資産税の負担については、補助金等の他の支援措置にて解消できるものではなく、実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは妥当性を有する。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成24年度税制改正要望提出</p> <p>平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）において、「観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応します。」と明記</p>
ページ	42 — 3